長洲小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、長洲小学校PTAと称し、事務所を長洲小学校に置く。

住所:熊本県玉名郡長洲町長洲1776

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の健やかな成長を 図ることをもって目的とする。

(方針)

- 第3条 本会は、前条目的を達成するため、社会教育団体として次の方針に従って活動する。
 - (1) 児童の教育並びに福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - (2) 特定の政党支援にかたよることなく、また、営利的な行為はいっさい行わない。
 - (3) 学校の教育方針、管理運営、および人事には干渉しない。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の方針に基き次の事業を行う。
 - (1) 教育に関する知識の向上に努める。
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の校内外生活の指導に努める。
 - (3) 教育の推進と教育施設の改善、充実に努める。
 - (4) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 組織

(会員)

- 第5章 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、または、これに代わる者と本校に勤務する 教職員とする。
- 第6条 本会の会員は、第2条の目的を達成するために、次の権利義務を有する。
 - (1) 会員は、すべて平等である。
 - (2) 会員は、本会の活動に積極的に協力する。
 - (3) 会員は、規定の会費を納める。
 - (4) 会員は、すべて本会の運営について報告を求め、意見を述べることが出来る。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

今 長	1名
	•
副会長	2名
総務(保護者2、教職員1)	3名
会計(保護者2、教職員1)	3名
会計監査	2名
部長	若干名
副部長	若干名
学年部長	1名
顧問	若干名
	会計(保護者2、教職員1) 会計監査 部長 副部長 学年部長

2 本会の執行部は、会長、副会長、総務、会計とする。

(役員および委員の選出)

- 第8条 本役員は、次の方法により選出する。
 - (1) 会長、副会長、総務、会計、会計監査員は、指名委員会によって指名された候補者について、総会の承認を受けて決定する。

候補者は、PTA会員より公募し、希望がない場合は、以下のような方法で選出する。

- ア 会長1名、副会長1名、総務1名、会計1名、会計監査1名は、6年学年委員会より選出 された6年保護者とする。
- イ 副会長1名、総務1名、会計1名、会計監査1名は、5年学年委員会より選出された5年 保護者とする。
- (2) 体育部会、生活環境部会、ベルマーク部会の各部長・副部長、および学年部の学年部長・ 副部長は各部選出された委員の互選とする。
- 2 指名委員会は、会長、副会長、総務、会計および各部長で構成し、委員長は互選とする。
- 3 本委員は、次の方法により選出する。
 - (1) 体育委員、生活環境委員、ベルマーク委員は、各地区から選出する。
 - (2) 各地区割については毎年見直しを行い、地区委員数を決定する。
- 第9条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日の1年とする。ただし再任を妨げない。補充 された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

- 第10条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を総括し会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
 - (3)総務の任務は、次のとおりとする。
 - ア 総会、各委員会会議の記録通信、その他の資料の保管
 - イ 会則、規定に関する事項
 - ウ 行事計画に関する事項
 - エ 予算、決算に関する事項
 - オ 各部の調整および連絡
 - (4) 会計は、会計事務を処理する。
 - (5) 各部長は、所属する部会を統括し、次のとおり業務を推進する。
 - ア 生活環境部会は、児童の校外指導、および教育環境の整備等に関すること。
 - イ 体育部会は、スポーツに関すること、会員の体育育成に関すること、および保健衛生等に 関すること。
 - ウベルマーク部会は、ベルマークの集計、およびベルマークの啓発等に関すること。
 - エ 学年部会は、学年PTA・学級PTAに関すること、および校内美化等に関すること。
 - (6) 会計監査員は、本会の会計を監査する。
 - (7) PTA広報に関すること、および文化教養等に関する業務は執行部が行う。

第3章 会議

(機関)

- 第11条 本会に次の機関を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 役員会
 - (4)特別委員会

(総会)

- 第12条 総会は、全会員を持って構成し、本会の最高議決機関である。
 - 2 総会は、定期総会および臨時総会とし、会長が召集する。
 - 3 定期総会は、毎年度初めに開催する。
 - 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
 - 5 総会は、会員の3分の1以上をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、 委任状をもって出席にかえることができる。
 - 6 非常事態等、会員が一同に参集することが困難な場合は、会長の判断により、書面による審議 の上、書面表決にて決議する。
 - 7 総会の付議事項は次のとおりとする。
 - (1)会則の改正
 - (2) 行事計画、予算決議の審議
 - (3)役員の承認
 - (4) 会費の額の決定
 - (5) その他本会に必要な事項

(常任委員会)

- 第13条 常任委員会は、執行部、各部長からなり、必要に応じて会長が召集し次の事項を処理する。
 - (1) 総会議案審議
 - (2) 臨時的行事審議
 - (3) 予算更正

(役員会)

- 第14条 役員会は、執行部、各部長、各学年委員長、学校代表役員からなり、原則として毎月1 回会長が召集し次の事項を処理する。
 - (1)総会からの委任
 - (2)総会に提出する議案に関する事項
 - (3) 各部会からの提出事項
 - (4) その他本会の運営に関する事項
 - 2 役員会は、3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の同意により決定する。
 - 3 非常事態等、役員が一同に参集することが困難な場合は、会長の判断により、書面その他の方法により各事項を処理する。

(特別委員会)

- 第15条 特別委員会は、会長が必要と認めるとき役員会に諮り、設置することができる。
 - 2 特別委員会の委員は、第7条の役員の中から会長が選出することができる。また、委員は、若干名とし、役員会にて協議のうえ委員長を互選する。
 - 3 特別委員会は、委員長が召集し、必要事項について立案検討を行う。
 - 4 特別委員会の任期は、役員の残任期間とし、再任は妨げないが、任期終了後に解散する。

(学年委員会)

- 第16条 学年委員会は、学年毎に選出された4名の委員と担任で構成し、各学年の委員で学年委員長を互選する。また、学年の委員長は、委員長代表として学年部長1名を選出する。 学年が複数の組になる場合は、合計が4名を超えない人数で各組に同数の委員を選出する。なかよし学級においては、若干名の委員と担任1名で構成する。
 - 2 学年部長および学年委員長が必要と認めた場合、または委員の要求があったときは、会長と 協議の上、学年部長または学年委員長がこれを召集する。また、必要事項については、その都 度、役員会に提出する。

第4章 会計

(会計)

- 第17条 本会の会計は、一般会計と特別会計により成る。
 - 2 本会の収入は、会費および寄付金その他を持って充てる。
 - 3 本会の会費は、保護者1世帯250円/月、教職員1名250円/月とする。
 - 4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1 慶弔規定及び旅費規程は別に定める。
- 2 本会則は、昭和56年4月より施行し、常任委員会の議決により改訂できるものとする。

昭和61年4月25日一部改正 平成 元年5月 6日一部改正 平成 6年4月23日一部改正 平成 7年4月15日一部改正 平成 8年4月20日一部改正 平成13年4月21日一部改正 平成14年4月19日一部改正 平成15年4月18日一部改正 平成16年4月16日一部改正 平成17年4月15日一部改正 平成20年4月18日一部改正 平成21年4月17日一部改正 平成22年4月16日一部改正 平成24年4月13日一部改正 平成25年2月17日一部改正 令和 3年4月16日一部改正

令和 4年4月15日一部改正 令和 5年4月28日一部改正 令和 6年4月20日一部改正